

議 第 137 号

令和 2 年 5 月 21 日提出

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

熊本市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 5 条第 1 項の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について、本市が処理する事務を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。